

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集01-01				経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 与謝野町長 山添 藤真					(名称)		(所在地) 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1						
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ㎡ (ha)	現況 樹種	現況 林齢								
1	与謝野町	男山	牛グソ	3268番	74	04	山林	76 (0.02)	スギ	106~ 116	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日 乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、存続期間中に間伐を1回実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、存続期間中に間伐を1回実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐による伐採木の搬出は行わないため収益は発生しない。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。				
2	与謝野町	男山	滝ノ下	1884番	74	04	山林	72 (0.01)	スギ	57								
3	与謝野町	男山	滝ノ下	1884番乙	74	04	山林	82 (0.008)	スギ	57								
4	(以下余白)																	
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を行う。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、

乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集01-02				経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 与謝野町長 山添 藤真					(名称)		(所在地) 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1				
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ㎡ (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始 期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備考
	町	大字	小字	地番												
1	与謝野町	男山	滝ノ下	1878番	74	04	山林	327 (0.007)	スギ	57	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、森林の多面的機能を発 揮させるため、存続期間中に 間伐を1回実施する。なお、施 業の実施にあたっては、溪畔 林における不必要な伐採は控 える等、生物多様性に配慮す るものとする。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐による伐採木の 搬出は行わないため収益は発生しない。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	乙が甲に対して金銭の 支払いは行わない。	
2	与謝野町	男山	滝ノ下	1878番1	74	04	山林	109 (0.005)	スギ	57						
3	与謝野町	男山	滝ノ下	3266番	74	04	山林	1454 (0.008)	スギ	73						
4	与謝野町	男山	滝ノ下	3266番1	74	04	山林	231 (0.01)	スギ	73						
5	(以下余白)															
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を行う。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、

乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集01-03				経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 与謝野町長 山添 藤真					(名称)		(所在地) 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1				
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ㎡ (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始 期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備考
	町	大字	小字	地番												
1	与謝野町	男山	栗木ヶ成	1855番	74	05	山林	135 (0.17)	ヒノキ	60	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、森林の多面的機能を発 揮させるため、存続期間中に 間伐を1回実施する。なお、施 業の実施にあたっては、溪畔 林における不必要な伐採は控 える等、生物多様性に配慮す るものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象 害の予防のため、年1回の森 林の巡視を行うものとし、当 該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行 う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐による伐採木の 搬出は行わないため収益は発生しない。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	乙が甲に対して金銭の 支払いは行わない。	
2	与謝野町	男山	栗木ヶ成	1856番	74	05	山林	340 (0.25)	ヒノキ	60						
3	与謝野町	男山	砂田	1964番1	74	01	山林	284 (0.02)	スギ	73						
4	与謝野町	男山	砂田	1965番	74	01	山林	178 (0.008)	スギ	73						
5	与謝野町	男山	砂田	1966番	74	01	山林	9.91 (0.02)	スギ	73						
6	与謝野町	男山	砂田	1966番1	74	01	山林	92 (0.01)	スギ	73						
7	与謝野町	男山	砂田	1967番	74	01	山林	218 (0.01)	スギ	73						
8	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1905番1	74	03	山林	89 (0.03)	スギ	73						
9	(以下余白)															
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）						備考		
	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
町	大字	小字	地番										
1	与謝野町	男山	栗木ヶ成	1855番	74	05	山林	135 (0.17)	ヒノキ	60			
2	与謝野町	男山	栗木ヶ成	1856番	74	05	山林	340 (0.25)	ヒノキ	60			
3	与謝野町	男山	砂田	1964番1	74	01	山林	284 (0.02)	スギ	73			
4	与謝野町	男山	砂田	1965番	74	01	山林	178 (0.008)	スギ	73			
5	与謝野町	男山	砂田	1966番	74	01	山林	9.91 (0.02)	スギ	73			
6	与謝野町	男山	砂田	1966番1	74	01	山林	92 (0.01)	スギ	73			
7	与謝野町	男山	砂田	1967番	74	01	山林	218 (0.01)	スギ	73			
8	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1905番1	74	03	山林	89 (0.03)	スギ	73			
9	(以下余白)												
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

与謝野町長 山添 藤真

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、与謝野町が選定した林業事業者が市町村森林経営管理事業を実施すること。
- (2) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (3) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、与謝野町は責任を負わないこと。
- (4) 森林所有者の責めに帰すべき事由で、経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (5) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、与謝野町にその旨を通知しなければならないこと。
- (6) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を行う。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、

乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集01-04				経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 与謝野町長 山添 藤真					(所在地) 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1					
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ㎡ (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始 期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備考
	町	大字	小字	地番												
1	与謝野町	男山	滝ノ下	1883番	74	04	山林	29 (0.01)	スギ	58	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、森林の多面的機能を発 揮させるため、存続期間中に 間伐を1回実施する。なお、施 業の実施にあたっては、溪畔 林における不必要な伐採は控 える等、生物多様性に配慮す るものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象 害の予防のため、年1回の森 林の巡視を行うものとし、当 該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行 う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐による伐採木の 搬出は行わないため収益は発生しない。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	乙が甲に対して金銭の 支払いは行わない。	
2	(以下余白)															
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を行う。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、

乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集01-06				経営管理権の設定を受ける市町村（乙）					(名称) 与謝野町長 山添 藤真			(所在地) 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1						
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）					(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																			
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ㎡ (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始 期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備考			
	町	大字	小字	地番															
1	与謝野町	男山	滝ノ下	1879番	74	04	山林	39 (0.004)	スギ	59	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、森林の多面的機能を発 揮させるため、存続期間中に 間伐を1回実施する。なお、施 業の実施にあたっては、溪畔 林における不必要な伐採は控 える等、生物多様性に配慮す るものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象 害の予防のため、年1回の森 林の巡視を行うものとし、当 該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行 う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐による伐採木の 搬出は行わないため収益は発生しない。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	乙が甲に対して金銭の 支払いは行わない。				
2	与謝野町	男山	滝ノ下	1886番	74	04	山林	19 (0.005)	スギ	57									
3	与謝野町	男山	滝ノ下	1877番	74	04	山林	403 (0.02)	スギ	57									
4	与謝野町	男山	滝ノ下	1882番	74	04	山林	717 (0.05)	スギ	57									
5	与謝野町	男山	滝ノ下	1885番	74	04	山林	575 (0.06)	スギ	57									
6	与謝野町	男山	上ヶ石	1893番	74	04	山林	300 (0.01)	スギ	91									
7	与謝野町	男山	上ヶ石	1893番1	74	04	山林	347 (0.01)	スギ	68									
8	与謝野町	男山	中尾	1969番	74	01	山林	274 (0.03)	スギ	91									
9	与謝野町	男山	小城	1959番	74	01	山林	69 (0.03)	スギ	91									
10	与謝野町	男山	椿谷	1924番	74	02	山林	105 (0.01)	スギ	70									
11	(以下余白)																		
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	町	大字	小字	地番									
1	与謝野町	男山	滝ノ下	1879番	74	04	山林	39 (0.004)	スギ	59			
2	与謝野町	男山	滝ノ下	1886番	74	04	山林	19 (0.005)	スギ	57			
3	与謝野町	男山	滝ノ下	1877番	74	04	山林	403 (0.02)	スギ	57			
4	与謝野町	男山	滝ノ下	1882番	74	04	山林	717 (0.05)	スギ	57			
5	与謝野町	男山	滝ノ下	1885番	74	04	山林	575 (0.06)	スギ	57			
6	与謝野町	男山	上ヶ石	1893番	74	04	山林	300 (0.01)	スギ	91			
7	与謝野町	男山	上ヶ石	1893番1	74	04	山林	347 (0.01)	スギ	68			
8	与謝野町	男山	中尾	1969番	74	01	山林	274 (0.03)	スギ	91			
9	与謝野町	男山	小城	1959番	74	01	山林	69 (0.03)	スギ	91			
10	与謝野町	男山	椿谷	1924番	74	02	山林	105 (0.01)	スギ	70			
11	(以下余白)												
12													
13													
14													
15													
16													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

与謝野町長 山添 藤真

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、与謝野町が選定した林業事業者が市町村森林経営管理事業を実施すること。
- (2) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (3) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、与謝野町は責任を負わないこと。
- (4) 森林所有者の責めに帰すべき事由で、経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (5) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、与謝野町にその旨を通知しなければならないこと。
- (6) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を行う。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集01-07				経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 与謝野町長 山添 藤真						(名称)		(所在地) 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1			
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ㎡ (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始 期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備考
	町	大字	小字	地番												
1	与謝野町	男山	滝ノ下	1875番	74	04	山林	740 (0.12)	スギ	57	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、森林の多面的機能を発 揮させるため、存続期間中に 間伐を1回実施する。なお、施 業の実施にあたっては、溪畔 林における不必要な伐採は控 える等、生物多様性に配慮す るものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象 害の予防のため、年1回の森 林の巡視を行うものとし、当 該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行 う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐による伐採木の 搬出は行わないため収益は発生しない。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	乙が甲に対して金銭の 支払いは行わない。	
2	与謝野町	男山	滝ノ下	1876番1	74	04	山林	535 (0.14)	スギ	57						
3	与謝野町	男山	滝ノ下	1876番2	74	04	山林	42 (0.01)	スギ	57						
4	与謝野町	男山	滝ノ下	1876番3	74	04	山林	39 (0.01)	スギ	57						
5	与謝野町	男山	大峠口	1874番	74	04	山林	181 (0.02)	スギ	57						
6	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1895番1	74	03	山林	528 (0.10)	スギ	60						
7	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1895番2	74	03	山林	132 (0.03)	スギ	60						
8	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1896番	74	03	山林	307 (0.09)	スギ	60						
9	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1896番1	74	03	山林	264 (0.01)	スギ	61						
10	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1896番2	74	03	山林	19 (0.007)	スギ	60						
11	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1896番3	74	03	山林	33 (0.004)	スギ	60						
12	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1896番4	74	03	山林	85 (0.02)	スギ	60						
13	(以下余白)															
14																
15																
16																

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）						備考		
	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
町	大字	小字	地番										
1	与謝野町	男山	滝ノ下	1875番	74	04	山林	740 (0.12)	スギ	57			
2	与謝野町	男山	滝ノ下	1876番1	74	04	山林	535 (0.14)	スギ	57			
3	与謝野町	男山	滝ノ下	1876番2	74	04	山林	42 (0.01)	スギ	57			
4	与謝野町	男山	滝ノ下	1876番3	74	04	山林	39 (0.01)	スギ	57			
5	与謝野町	男山	大峠口	1874番	74	04	山林	181 (0.02)	スギ	57			
6	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1895番1	74	03	山林	528 (0.10)	スギ	60			
7	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1895番2	74	03	山林	132 (0.03)	スギ	60			
8	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1896番	74	03	山林	307 (0.09)	スギ	60			
9	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1896番1	74	03	山林	264 (0.01)	スギ	61			
10	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1896番2	74	03	山林	19 (0.007)	スギ	60			
11	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1896番3	74	03	山林	33 (0.004)	スギ	60			
12	与謝野町	男山	川ラヶ谷	1896番4	74	03	山林	85 (0.02)	スギ	60			
13	(以下余白)												
14													
15													
16													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

与謝野町長 山添 藤真

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、与謝野町が選定した林業事業者が市町村森林経営管理事業を実施すること。
- (2) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (3) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、与謝野町は責任を負わないこと。
- (4) 森林所有者の責めに帰すべき事由で、経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (5) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、与謝野町にその旨を通知しなければならないこと。
- (6) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を行う。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集01-09				経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 与謝野町長 山添 藤真						(名称)		(所在地) 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1				
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																	
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ㎡ (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始 期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備考	
	町	大字	小字	地番													
1	与謝野町	男山	大峠	3265番	74	05	山林	4066 (0.02)	スギ	86	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、森林の多面的機能を発 揮させるため、存続期間中に 間伐を1回実施する。なお、施 業の実施にあたっては、溪畔 林における不必要な伐採は控 える等、生物多様性に配慮す るものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象 害の予防のため、年1回の森 林の巡視を行うものとし、当 該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行 う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐による伐採木の 搬出は行わないため収益は発生しない。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	乙が甲に対して金銭の 支払いは行わない。		
2	与謝野町	男山	勝ブ谷	1908番	74	03	山林	433 (0.05)	スギ	71							
3	(以下余白)																
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）						備考			
	町	大字	小字	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1	与謝野町	男山	大峠	3265番	74	05	山林	4066 (0.02)	スギ	86				
2	与謝野町	男山	勝ブ谷	1908番	74	03	山林	433 (0.05)	スギ	71				
3	(以下余白)													
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上） 住 所（同上）	与謝野町長 山添 藤真 <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>
---	------------------------	--

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、与謝野町が選定した林業事業者が市町村森林経営管理事業を実施すること。
- (2) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (3) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、与謝野町は責任を負わないこと。
- (4) 森林所有者の責めに帰すべき事由で、経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (5) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、与謝野町にその旨を通知しなければならないこと。
- (6) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を行う。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集01-10				経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 与謝野町長 山添 藤真				(所在地) 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1						
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																					
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ㎡ (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始 期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備考					
	町	大字	小字	地番																	
1	与謝野町	男山	勝ブ谷	1907番2	74	03	山林	314 (0.10)	スギ	70	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、森林の多面的機能を発 揮させるため、存続期間中に 間伐を1回以上実施する。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐による伐採木の 搬出は行わないため収益は発生しない。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	乙が甲に対して金銭の 支払いは行わない。						
2	与謝野町	男山	勝ブ谷	1907番3	74	03	山林	191 (0.06)	スギ	70											
3	(以下余白)																				
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）						備考		
	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
町	大字	小字	地番										
1	与謝野町	男山	勝ブ谷	1907番2	74	03	山林	314 (0.10)	スギ	70			
2	与謝野町	男山	勝ブ谷	1907番3	74	03	山林	191 (0.06)	スギ	70			
3	(以下余白)												
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

与謝野町長 山添 藤真

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、与謝野町が選定した林業事業者が市町村森林経営管理事業を実施すること。
- (2) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (3) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、与謝野町は責任を負わないこと。
- (4) 森林所有者の責めに帰すべき事由で、経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (5) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、与謝野町にその旨を通知しなければならないこと。
- (6) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を行う。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集01-11				経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 与謝野町長 山添 藤真					(所在地) 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1									
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																				
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ㎡ (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始 期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備考				
	町	大字	小字	地番																
1	与謝野町	男山	椿谷	1916番	74	03	山林	429 (0.05)	スギ	86	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、森林の多面的機能を発 揮させるため、存続期間中に 間伐を1回実施する。なお、施 業の実施にあたっては、溪畔 林における不必要な伐採は控 える等、生物多様性に配慮す るものとする。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐による伐採木の 搬出は行わないため収益は発生しない。	乙から甲に対して金銭の 支払いは行わない。					
2	与謝野町	男山	椿谷	1917番	74	03	山林	466 (0.03)	スギ	86										
3	与謝野町	男山	椿谷	1917番1	74	03	山林	49 (0.03)	スギ	86										
4	(以下余白)																			
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						備考			
	町	大字	小字	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1	与謝野町	男山	椿谷	1916番	74	03	山林	429 (0.05)	スギ	86				
2	与謝野町	男山	椿谷	1917番	74	03	山林	466 (0.03)	スギ	86				
3	与謝野町	男山	椿谷	1917番1	74	03	山林	49 (0.03)	スギ	86				
4	(以下余白)													
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 与謝野町長 山添 藤真

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) [REDACTED]

【確認事項】

- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、与謝野町が選定した林業事業者が市町村森林経営管理事業を実施すること。
- (2) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
- (3) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、与謝野町は責任を負わないこと。
- (4) 森林所有者の責めに帰すべき事由で、経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
- (5) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、与謝野町にその旨を通知しなければならないこと。
- (6) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を行う。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、

乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集01-12				経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 与謝野町長 山添 藤真	(所在地) 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1									
					経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ㎡ (ha)	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始 期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除し てなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき 時期、相手方及び方法	備考
	町	大字	小字	地番												
1	与謝野町	男山	トト口	3270番	74	04	山林	710 (0.05)	スギ	73	公告の日から	公告の日から 起算して10年 を経過する日	乙は、森林の多面的機能を発 揮させるため、存続期間中に 間伐を1回実施する。なお、施 業の実施にあたっては、溪畔 林における不必要な伐採は控 える等、生物多様性に配慮す るものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象 害の予防のため、年1回の森 林の巡視を行うものとし、当 該巡視は林道からの目視に よって判断できる限りで行 う。	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐による伐採木の 搬出は行わないため収益は発生しない。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	乙が甲に対して金銭の 支払いは行わない。	
2	(以下余白)															
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）					備考		
	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称
町	大字	小字	地番										
1	与謝野町	男山	トト口	3270番	74	04	山林	710 (0.05)	スギ	73			
2	(以下余白)												
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住所（同上）	与謝野町長 山添 藤真
	住所（同上）	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div>

- 【確認事項】
- (1) 経営管理権集積計画が定められた後、与謝野町が選定した林業事業者が市町村森林経営管理事業を実施すること。
 - (2) 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
 - (3) 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、与謝野町は責任を負わないこと。
 - (4) 森林所有者の責めに帰すべき事由で、経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
 - (5) 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、与謝野町にその旨を通知しなければならないこと。
 - (6) その他経営管理権集積計画の記載事項について。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を行う。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、

乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。